第１４号様式（第８条関係）
（その１）

収　支　報　告　書

令和　１　年分
（　　開催分）

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動の区分
□ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

1. 政治団体の名称（ふりがな）もりたとしかずこうえんかい　森田としかず後援会

2. 主たる事務所の所在地　熊谷市久保島１００３－２

3. 代表者の氏名　森田　俊和

4. 会計責任者の氏名　栗原　肇

事務担当者の氏名
田　代　富　保
（電話）０４８－５３１－０３３４

埼玉県 収受 -2.6.-1 選挙管理委員会

資金管理団体の指定の有無
☑ 有
□ 無
公職の種類（現職・候補者の別）
衆議院議員（現職）・候補者（予）
資金管理団体の届出をした者の氏名
森田　俊和

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
森田　俊和
公職の種類（現職・候補者の別）
衆議院議員（現職）・候補者（予）

※以下の欄は記入しないでください。

告示用コード	団体コード
100600	208859

収受	入力	枚数	
熊久保	○	18	○

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

10 13
0200

収　支　の　状　況

（その２）

1. 収支の総括表

	14	16	77 88
収入総額	010		9,840,723
（前年からの繰越額）	020		4,390,718
（本年の収入額）	030		5,450,005
支出総額	040		4,381,276
翌年への繰越額	050		5,459,447

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費			
金額	060		
員数	070		

(2) 寄附			
ア 寄附（イを除く。）の区分	REC No.	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	080	428,000	
（うち特定寄附）	090		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	100	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	110	480,000	
小計 (ア)＋(イ)＋(ウ)	120	908,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	130		
イ 政党匿名寄附	140	0	
合計 (ア＋イ)	150	908,000	

10 13

0	3	0	0

（その３）

(3)　機関紙誌の発行その他の事業による収入

14		16	17 事業の種類 76	77 金額 88	備考
			久保島後援会新春の集い参加費	98,000	
			羽生地区語る会参加費	120,000	
			太田地区反省会参加費	36,000	
			玉井連合暑気払い参加費	54,000	
			各地区会長・世話人会議懇親会参加費	72,000	
			総会懇親会参加費	1,672,000	
8	0	0	この頁の小計	2,052,000	
9	0	0	合計	2,052,000	

10 13

0	4	0	0

（その４）

(4) 借 入 金

14 16	17 借入先 76	77 金額 88	備考
	森田 俊和	十億 百万 千 円 ・1,000,000	31.4.25
	森田 俊和	・1,490,000	1.9.17
8 0 0	この頁の小計	・2,490,000	
9 0 0	合計	-2,490,000	

10 13

0	5	0	0

（その６）

(6)　その他の収入

14		16	17 摘　要 76	77 金　額 88	備　考
8	0	0	この頁の小計	0	
8	1	0	1件10万円未満のもの	5	
9	0	0	合計	5	

10 13

0	6	0	0

（その７）

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分	個人	
14		16	17 寄付者の氏名 76	77 金額 88	年月日	89 住所 108	職業	備考
			福島　良浩 〃 〃	10,000	31.1.24	熊谷市伊勢町２５８－２ 〃	会社役員	
			小林　義和 〃 〃	〃 10,000	31.2.15	行田市城西３－１－３５ 〃	会社役員	
			福島　良浩	10,000	31.2.25	熊谷市伊勢町２５８－２	会社役員	
			福島　良浩	10,000	31.3.25	熊谷市伊勢町２５８－２	会社役員	
			福島　良浩	10,000	31.4.22	熊谷市伊勢町２５８－２	会社役員	
			福島　良浩	10,000	1.5.23	熊谷市伊勢町２５８－２	会社役員	
			福島　良浩	10,000	1.6.24	熊谷市伊勢町２５８－２	会社役員	
			大谷　敏幸 〃 〃	50,000 〃	1.7.8	熊谷市妻沼１６０９－１ 〃	会社役員	
			福島　良浩	10,000	1.8.9	熊谷市伊勢町２５８－２	会社役員	
			福島　良浩	10,000	1.8.26	熊谷市伊勢町２５８－２	会社役員	
			福島　良浩	10,000	1.9.24	熊谷市伊勢町２５８－２	会社役員	
			三村　治 〃 〃	〃 10,000 〃	1.10.5	熊谷市村岡１５５－１ 〃	会社役員	
			石塚　知 〃 〃	〃 20,000 〃	1.10.7	加須市阿佐間６８ 〃	会社役員	
			福島　良浩	10,000	1.10.28	熊谷市伊勢町２５８－２	会社役員	
			福島　良浩	10,000	1.11.25	熊谷市伊勢町２５８－２	会社役員	
8	0	0	この頁の小計	200,000				
8	1	0	その他の寄附					
9	0	0	合計					

10 13
0600

（その７）

訂正欄により(上)削除・追加
２年７月８日 会計責任者印

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分	個人	
14 16			17 寄附者の氏名 76	77 金額 88	年月日	89 住所 108	職業	備考
			増田　正樹	20,000	1.11.28	鴻巣市吹上本町４－７－１０	会社役員	
			加藤　昭	12,000	1.12.1	熊谷市妻沼東３－５７	会社役員	
			黒田小源次	100,000	1.12.10	熊谷市万平町１４７８－５	会社役員	
			桜井　幸次	66,000	1.12.20	熊谷市葛和田１４７８－５	会社役員	
			福島　良浩	10,000	1.12.23	熊谷市伊勢町２５８－２	会社役員	
8 0 0			この頁の小計	208,000				
8 1 0			その他の寄附	20,000				
9 0 0			合計	428,000				

10			13
0	6	2	0

（その７）

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分	政治団体	
14		16	17 団体の名称 76	77 金額 88	年月日	89 主たる事務所の所在地 108	代表者の氏名	備考
			国民民主党	480,000	31.4.26	東京都千代田区永田町１－１１－１	玉木、雄一郎	
8	0	0	この頁の小計	480,000				
8	1	0	その他の寄附	0				
9	0	0	合計	480,000				

10 13

1	4	0	0

（その13）

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	14		16	77 金額 88	備考
1 経常経費					
(1) 人件費	0	1	0	0	
(2) 光熱水費	0	2	0	0	
(3) 備品・消耗品費	0	3	0	0	
(4) 事務所費	0	4	0	438,962	
小計	8	0	0	438,962	
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	0	5	0	3,462,314	
(2) 選挙関係費	0	6	0	480,000	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	7	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0	0	
イ 宣伝事業費	0	9	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	9	5	0	
エ その他の事業費	1	0	0	0	
(4) 調査研究費	1	1	0	0	
(5) 寄附・交付金	1	2	0	0	
(6) その他の経費	1	3	0		
小計	8	0	1	3,942,314	
合計	9	0	0	4,381,276	

(その14)

（2） 経常経費（人件費を除く）の内訳			項目別区分 事務所費 ()		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
加須新春の集い案内状送付	億 百万 千 円 10,496	31.1.31	日本郵便（株）	東京都千代田区大手町２－３－１	
妻沼地区幹事会お茶代	24,050	31.2.5	さわた妻沼本店	熊谷市妻沼１４１６	
シール貼り会場使用料	12,000	31.3.27	久保島第一自治会	熊谷市久保島1623	
監査報酬料	129,600	1.6.28	ＭＭＧ税理士法人	熊谷市本石１－６３	
トランシーバーレンタル料	19,140	1.11.29	アーバンレント(株)	さいたま市中央区鈴谷４－５－１１	
この頁の小計	195,286				
その他の支出	243,676				
合計	438,962				

※ 経常経費（人件費を除く）の支出があった資金管理団体のみ記載すること。

（その15）

NO 1

（3） 政治活動費の内訳			項目別区分 組織活動費 （ 行事費 ）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
久保島後援会新春の集い飲料	70,452	31.2.9	（株）ベルク広瀬店	熊谷市広瀬１３１	
久保島後援会新春の集いおかずパック	63,000	31.2.10	立石食品弁当センター	熊谷市石原３－１６１	
久保島後援会新春の集い寿司代	48,300	31.2.10	（有）聖天寿し	熊谷市妻沼１５１５	
行田後援会世話人会弁当代	10,800	31.2.17	行田のお弁当 いつほ	行田市行田２６－８	
行田後援会新春の集い案内状送付	10,988	31.2.21	日本郵便（株）	東京都千代田区大手町２－３－１	
加須後援会新春の集い案内状送付	12,710	31.2.26	日本郵便（株）	東京都千代田区大手町２－３－１	
行田後援会新春の集い会場費	40,200	31,2,26	行田市商工センター	行田市前谷９８５－１	
羽生後援会挨拶状送付	10,332	31.3.5	日本郵便（株）	東京都千代田区大手町２－３－１	
羽生後援会語る会会場使用料	11,370	31.3.8	羽生市民プラザ	羽生市上川俣８９１－３	
川里地区集い案内状送付	18,450	31.3.18	日本郵便（株）	東京都千代田区大手町２－3.－1	
川里地区後援会新春の集い食事代	150,000	31.3.24	ＮＰＯ法人花と文化のふるさと委員会	鴻巣市屈巣４１８１－１	
川里後援会講演会案内状送付	20,910	31.4.12	日本郵便（株）	東京都千代田区大手町２－３－１	
羽生後援会語る会横断幕	34,560	31.4.26	（株）ショーシン	熊谷市妻沼１２５０	
行田後援会新春の集い警備	35,640	31.4.26	新日本警備保障（株）	行田市中央９－５	
羽生後援会語る会飲食代	69,483	1.5.16	ノールケンゾー	羽生市東３－１７－１３	
この頁の小計	607,195				
その他の支出					
合計					

（その15）

NO 2

（3） 政治活動費の内訳			項目別区分 組織活動費 （ 行事費 ）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
羽生後援会語る会飲み物代	〃 35,000	1.5.16 〃	堀口商店 〃	羽生市上岩瀬２７２８ 〃	
羽生後援会語る会食事代	〃 15,120	1.5.17 〃	たかのチェーン羽生店 〃	羽生市中央３－１－１９ 〃	
羽生後援会語る会食事代	〃 42,000	1.5.18 〃	大黒鮨 〃	羽生市東6-6-1	
太田地区後援会反省会飲食代	〃 50,650	1.5.26 〃	和とう 〃	熊谷市妻沼中央２３－５ 〃	
玉井連合後援会新春の集い飲み物	〃 28,684	1.7.28 〃	ベルク広瀬店	熊谷市廣瀬１３１	
玉井連合後援会暑気払い食事代	〃 58,000	1.7.29 〃	立石食品弁当センター 〃	熊谷市石原３－１６１ 〃	
久保島女性部総会打合せ菓子	〃 33,480	1.8.22 〃	菓子処さわた籠原別府店	熊谷市別府１－２９ 〃	
各地区会長・世話人会議懇親会つまみ	〃 48,000	1.10.6 〃	立石食品弁当センター 〃	熊谷市石原３－１６１ 〃	
各地区会長・世話人会議懇親会寿し代	〃 36,800	〃 1.10.6	〃(有) 小林寿司店	熊谷市妻沼１２４３ 〃	
各地区会長・世話人会議懇親会飲料	〃 51,768	1.10.6 〃	(株) 近江屋酒店 〃	熊谷市肥塚４－７ 〃	
11月１７日総会案内状送付	〃 22,164	1.10.9 〃	日本郵便（株）	東京都千代田区大手町２－３－１ 〃	
11月１７日総会案内状送付	〃 17,594	1.10.16 〃	日本郵便（株） 〃	東京都千代田区大手町２－３－１ 〃	
11月１７日総会案内状送付	〃 63,399	1.10.17 〃	日本郵便（株） 〃	東京都千代田区大手町２－３－１ 〃	
11月１７日総会懇親会手伝い菓子代	〃 23,133	1.11.17 〃	菓子処さわた籠原別府店	熊谷市別府１－２９ 〃	
１１月１７日連合後援会総会・懇親会	〃 2,025,261	1.11.25 〃	ホテルガーデンパレス 〃	熊谷市佐谷田３２４８ 〃	
この頁の小計	2,551,053				
その他の支出					
合計					

(その15)

NO3

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 組織活動費 (行事費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
１１月１７日総会礼状送付	25,011	1.11.27	日本郵便（株）	東京都千代田区大手町２－３－１	
久保島女性部絆の森顔合わせ菓子代	15,066	1.12.8	菓子処さわた籠原別府店	熊谷市別府１－２９	
この頁の小計	40,077				
その他の支出	263,989				
合計	3,462,314				

（その15）

（3） 政治活動費の内訳			項目別区分　選挙関係　（陣中見舞い）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
陣中見舞	十億 百万 千 円 30,000	31.3.29	稔の会	加須市土手２－１７－１５	
〃	50,000	31.3.29	尚の会　田並尚明後援会	熊谷市末広４－８－１７	
〃	30,000	31.3.29	正友会　並木まさとし後援会	鴻巣市本町３－１０－２５	
〃	30,000	31.3.29	柿沼たか志後援会	行田市緑町１－２６	
〃	30,000	31.3.29	杉田しげみ選挙事務所	熊谷市村岡４３８－１	
〃	50,000	31.4.14	工藤まさじ後援会	行田市谷郷３－７－１７	
この頁の小計	220,000				
その他の支出	260,000				
合計	480,000				

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☑	□	

10			13
1	7		

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳					項目別区分　借入金		
			摘　　要	金　　額	年　月　日	備　　考	
14		16	17　　56	57　　68	69　　75	76　　115	116　　124
			森田　俊和	十億 百万 千 円 15,690,000			
			森田　俊和	4,500,000			
			森田　俊和	2,490,000			
9	0	0	合　　計	22,680,000			

（その20）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

1. 領収書等の写し

2. 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3. 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 2 年 5 月 28 日

政治団体の名称　森田としかず後援会

会計責任者の氏名　栗　原　　馨

解散の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。

※　代表者の氏名

政治資金監査報告書

令和２年５月26日

森田としかず後援会
代表　森田.俊和 殿

登録政治資金監査人　本塚 栄元

登録番号　第2575号
研修修了年月日　平成21年7月6日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、森田としかず後援会の令和元年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、森田としかず後援会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。なお、政治資金監査の対象期間においては、森田としかず後援会に係わる領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（2）　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3　業務制限

森田としかず後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、森田としかず後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上